



市町村地域生活支援事業 が始まりました

10月1日より、市町村地域生活支援事業として、「障害者等移動支援事業」と「障害者等日中一時支援事業」が始まりました。市町村地域生活支援事業とは、国が全国一律に実施する各種の障害福祉サービスとは別に、市町村が地域の実状に応じて、独自に実施するサービスです。

◆障害者等移動支援事業

このサービスは、屋外での移動が困難な障害者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動の支援をするものです。

これまででは、支援費制度のサービスの一つに「外出介護」がありましたが、法律の改正によりなくなりました。余暇活動などの社会参加のための外出について支援が必要な場合は、この「移動支援事業」を利用することになります。

なお、通院のための外出支援は、全国一律に実施される「居宅介護」の対象サービスとなるため、このサービスは対象外となります。

◆障害者等日中一時支援事業

このサービスは、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者（児）について、日中における活動場所を提供し、障害者（児）の家族の就労支援や介護負担を軽減するために実施するものです。

これまでは、支援費制度のサービスの中に「障害者デイサービス」や「宿泊を伴わないショートステイ」などがありましたが、法律の改正によってなくなりました。日中における活動場所などが必要な場合は、この「日中一時支援事業」を利用することになります。また、これまでは、13歳から17歳までの障害児は、「児童デイサービス」の利用が困難でしたが、このサービスは利用が可能になります。

※このサービスを利用するとき
は、あらかじめ、市役所に利用申請書を提出するなどの手続きが必要となります。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先
社会福祉課障害福祉係
☎(24)2111 内線222番

高齢者福祉 サービスの紹介

緊急通報システム運営事業

非常時に通報ボタンを押すことにより、「緊急受信センター」(24時間対応)へつながり、協力員の出向要請や消防署等へ通報できる機器を貸与します。

対象

概ね65歳以上の高齢者及び身体障害者の単身世帯等で、健康状態や身体状況等の理由から日常生活動作に支障がある市民税所得割非課税世帯の方。

要件

緊急時に協力できる協力員3名の登録が必要です。

費用

無料
※但し、通話料、電池交換及び自己の都合による引越しに伴う移設は自己負担となります。

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(24)2111 内線273番



在宅介護からのお知らせ

「みんなで学ぶ介護予防講座」
くからだを動かすと
こころも元気になる

日時 11月30日(木)
13時～15時30分

会場 保健センター
2階多目的ホール

内容 運動についての講話・実技

参加料 無料

講師 健康保養ネットワーク
副理事長(フイットネ
スアドバイザー)
福岡 永告子 氏

持ち物 運動靴(動きやすい服
装で来てください)

問い合わせ先

高齢者福祉課在宅介護支援係
☎(24)2111 内線451番

高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(24)2111 内線273番

紋別保健所企画総務課
保健推進係
☎(23)3108番

リハビリ訪問

日時 11月21日(火)
9時30分～15時30分

担当 北海道総合在宅ケア事業団 理学療法士
渡辺 晋輔 氏

内容 機能訓練や住宅改修の
相談、介護の相談など
に応じます。

申込み 11月13日(月)まで

問い合わせ先

高齢者福祉課在宅介護支援係
☎(24)2111 内線451番